

## 第 44 期中間配当金に関する Q & A (平成 23 年 12 月 9 日)

**Q 1.** 「資本剰余金」とはどのようなものですか？

**A 1.** 「資本剰余金」とは、株主様からの出資金のうち、資本金に組み入れなかった分のことで、「資本準備金」と「その他資本剰余金」から構成されます。会社法で積立が義務化されている「資本準備金」からは配当ができないため、「資本剰余金からの配当」という場合は「その他資本剰余金」からの配当を意味します。当社の場合、「その他資本剰余金」はすべて資本準備金の取り崩しによって発生した剰余金であります。

**Q 2.** 今回の配当はすべて資本剰余金からの配当ですか？

**A 2.** 全額「資本剰余金」からの配当となります。

**Q 3.** なぜ「利益剰余金」ではなく「資本剰余金」から配当するのですか？

**A 3.** 平成 23 年 3 月期において、当社グループは 563 百万円、当社単体では 610 百万円の当期純損失を計上しております。この結果、単体決算における同 3 月期末の利益剰余金は 83 百万円のマイナスとなっております。よって、利益剰余金からの配当ができませんので、今回は資本剰余金を原資として配当することといたしました。

なお、当中間期（平成 23 年 9 月期）におきましては、当社グループは 356 百万円、当社単体では 302 百万円の間純利益を計上しており、この結果、単体決算における利益剰余金は 218 百万円のプラスに転じておりますが、会社法では、直近の事業年度の末日の利益剰余金を対象とするため、資本剰余金からの配当となりました。

**Q 4.** 今回の配当が「資本の払戻し」となるのはなぜですか？

**A 4.** 今回の配当金は、資本剰余金を原資としておりますが、資本剰余金はもともとは株主様が当社株式取得に際し、当社に支払われたものであるため、「資本の払戻し」としての取扱いとなります（「配当所得」及び「みなし配当」には該当しません）。よって、税務上の配当所得に該当する部分の金額がございませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、確定申告における「配当控除」の対象とはなりません。

**Q 5.** 「資本剰余金」から配当されることで税務上の取扱はどうなりますか？

**A 5.** 今回の当社の配当は「資本剰余金」からの配当となります。税法上「資本剰余金」からの配当は「資本の払戻し」とされ、配当額を「みなし配当」と呼ばれる利益配当の部分と、「みなし譲渡」と呼ばれる株式譲渡の収入金額部分（株式の譲渡対価部分）とに区分することになります。今回の当社配当支払額に関しては、「みなし配当」部分はゼロで、すべてが「みなし譲渡」の扱いとなります。

**Q 6.** 「みなし譲渡」とは何ですか？

**A 6.** 「資本剰余金」からの配当支払に伴う「資本の払戻し」においては、実際に株式譲渡は生じていませんが、税法の規定により株主様が当社株式の一部を譲渡したものとみなされることから、これを「みなし譲渡」と呼びます。

「みなし譲渡」部分については、配当所得ではないため源泉徴収されず、配当控除の対象にもなりません。が、「みなし譲渡損益」を算出していただき、原則として確定申告していただく必要があります。また税法の規定に従い、今後当社株式を売却される際に、株式取得価額が調整されます。

**Q 7.** 「みなし譲渡損益」とは何ですか？

**A 7.** 「(1) 収入とみなされる金額」から「(2) 取得価額」を控除した金額が譲渡損益に該当します。

[ (1) 収入金額とみなされる金額 ]

= [払戻し等により取得した金銭等の価額の合計額] - [みなし配当額] (0 円)

[ (2) 取得価額 ]

= [従前の取得価額の合計額] × [純資産減少割合] (0.013)

[ (3) みなし譲渡損益 ((1) - (2)) ]

= [ (1) 収入金額とみなされる金額 ] - [ (2) 取得価額 ]

[例] 当社株式を1株当たり170円で1,000株購入していた場合

(1) 収入金額とみなされる金額

= 1株当たり配当金(5円) × 1,000株 - 1,000株 × 0円 = 5,000円 (円未満切捨て)

(2) 取得価額 = 170,000円 (170円 × 1,000株) × 0.013 = 2,210円 (円未満切上げ)

(3) みなし譲渡損益 = 5,000円 - 2,210円 = 2,790円 (この場合はみなし譲渡益)

**Q 8. 「株式取得価額」の調整はどのようになりますか？**

**A 8.** 今回の支払額は資本の払い戻しの性格を帯びることから、譲渡損益を認識した後に、当社株式の取得価額を調整する必要があります。

調整される金額の計算式は下記となります。

[1株当たりの新しい取得価額]

= [1株当たりの従前の取得価額] - ([1株当たりの従前の取得価額] × [純資産減少割合] (0.013))

**Q 9. 純資産減少割合とは何ですか？**

**A 9.** 「みなし譲渡」によって生じる譲渡所得の計算や保有する株式の取得価額の調整などを行う際に必要となります。詳細は最寄りの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

**Q 10. 具体的な「みなし譲渡」による譲渡所得の計算はどのように行いますか？**

**A 10.** 「みなし譲渡」による譲渡所得の計算や、株式取得価額の調整（減額）、確定申告の要否等につきましては、各株主様のご事情により異なりますので、お手数でございますが、最寄りの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。

**Q 11. 特定口座で株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？**

**A 11.** お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

**Q 12. 一般口座で株式を保有していますが、取得価額の調整はどうしたらいいですか？**

**A 12.** お取引を行っている証券会社にお問い合わせください。

**Q 13. 100株しか持っていないなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？**

**A 13.** 今後、追加購入や売却などを行われる際に弊社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引先の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。

**Q 1 4.** 確定申告をする必要がなくても、取得価額の調整をしなければいけませんか？

**A 1 4.** 今後、追加購入や売却などを行われる際に弊社株式の取得価額や譲渡所得が正確に算出されないおそれがありますので、お取引先の証券会社にお問い合わせの上、取得価額の調整についてご相談ください。

**Q 1 5.** 「みなし譲渡損益」や調整後の取得価額など東海リースで計算してくれますか？

**A 1 5.** 誠に申し訳ございませんが、正しい計算には取得価額などの正確な情報が必要であるほか、株主様個々のご事情によって計算が異なる場合がございますので、お手数でございますが最寄りの税務署、税理士、お取引先の証券会社などにお問い合わせください。